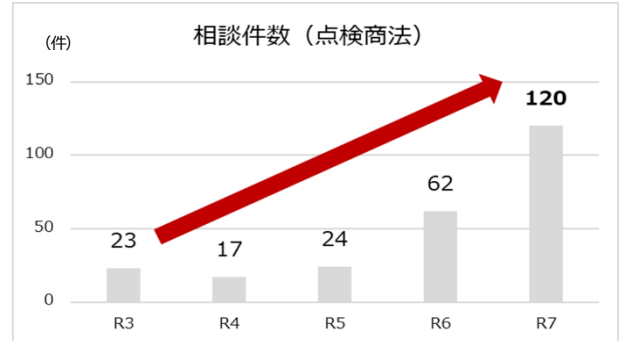


【緊急！】消費者トラブル注意報 第125号

県内で点検商法に関する相談が急増しています

熊本県消費生活センターでは点検商法に関する相談が近年増加しており、令和7年度は前年度比で約2倍となっています。

契約者を年代別にみると80歳代からの相談が最も多く、次いで70歳代となっています。特に分電盤・ブレーカーの点検商法に関する相談が目立ちます。



□相談事例

【事例1】業者から「分電盤の点検をする」との電話があり了解した。業者が訪問し「耐用年数が過ぎてている。このままでは地震があれば火災になる」と言われた。また、家のブレーカーについても「このままでは火災になる」と言われ、分電盤と併せてブレーカーの交換も提案された。私は、契約電力会社の点検受託業者だと思い交換工事の契約をした。家族に相談したところ、契約電力会社の点検受託業者とは異なる事業者であることが分かった。交換工事を断りたいがどうしたらよいか。

【事例2】突然事業者が来訪し、「大手電力会社から分電盤の点検にきた」と言うので、分電盤を見せた。点検後に、「十数年以上経過して古い。何かあってからでは遅いから交換した方がよい。」と言うので、心配になって、13万円の交換工事契約をした。しかし契約書などを見ると大手電力会社とは無関係の事業者だった。工事不要なので解約したい。

■消費者へのアドバイス

○電話等で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう

業者の方から電話等で点検を持ち掛けてきても安易に応じず、周囲の人に相談したり、業者を調べたりして慎重に対応しましょう。なお、法定点検の場合には調査員証の携帯が義務付けられているので、必ず調査員証の提示を求めましょう。

○点検させたととしてもその場では契約せず、十分に比較・検討しましょう

点検の結果、分電盤やブレーカーの交換が必要といわれても、その業者の話だけを聞いてその場ですぐに契約しないようにしましょう。分電盤の状況を確認したい場合には、管轄の電力会社（一般送配電事業者）等に相談しましょう。

○分電盤の場合、4年に1回の無料法定点検があります

4年に1回の法定点検は無料であり、調査員証を携帯した登録調査機関の調査員が点検を行います。

■熊本県消費生活センター
相談電話 096-383-0999

（受付時間：平日 9時～17時）

【問合せ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課 渡辺・池崎
電話：096-333-2308 内線：35841・35848